# 奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与制度について

- ▶ 出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、留学生として入国し介護福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士資格を取得した外国人は、在留資格「介護」により、介護福祉士として国内で就労することが可能となりました。(平成29年9月施行)
- 本県における介護人材不足の状況に鑑み、外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内において介護福祉士の業務に従事しようとする外国人留学生を修学資金の貸与により支援する法人に対し、その支援に要する資金の一部を貸与します。

#### 1 手続きの流れ 介護施設等を 外国人留学生 ①貸与の ②修学資 県 運営する法人 申請·決定 金の貸与 •修学、資格取得 留学生を受け入れ 留学生に修学資金 ③修学・就労 ・卒業後、県内で る介護事業所等を を貸与 等状況報告 4)卒業後 5年介護業務に 運営する法人が留 資格外就労(アルバ 就労又は 学生に貸与する**修** イト)として受入れ、 従事することで ⑤留学生から 修学資金 🔷 学資金の1/3を貸 修学や日常生活等を 返還免除 返還があった の返還等 (過疎地域は3年) 与【支援資金】 サポート 場合は返還

## 2 貸付対象法人

介護福祉士の資格取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生(※1)に対し、修学期間中の生活費等を貸与するものであって、県内で、介護保険法に規定する下記のいずれかの事業所等を3年以上適正に運営し、3年以上実務に従事した介護福祉士を配置している法人

(※1) 介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語教育機関で修学するもの及び介護福祉士 養成施設で修学するもの

※令和2年度以降の日本語教育機関又は介護福祉士養成施設に入学する留学生から対象

| 区分        | サービス種別   |  |  |
|-----------|--|--|--|
| 介護保険施設    | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医<br>療施設                  |  |  |
| 居宅サービス    | 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護                          |  |  |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |  |  |

# 3 貸付対象経費等

法人が留学生に貸与する修学資金の区分ごとにそれぞれの額の1/3を貸与(千円未満斬り捨て)

|                        | 区分      | 上限額         | 貸与時期       |
|------------------------|---------|-------------|------------|
| 日本語教育機関<br>(1年間)       | 居住費等生活費 | 10千円(月額)    | 当該年度に要する額  |
| 介護福祉士養成施設<br>(正規の修学期間) | 居住費等生活費 | 10千円 (月額)   | 当該年度に要する額  |
|                        | 入学準備金   | 66千円 (1回限り) | 養成施設入学の前年度 |
|                        | 就職準備金   | 66千円 (1回限り) | 養成施設卒業年度   |

#### 4 貸与申請の手続

#### (1) 申請

留学生を受入れ修学資金の貸与を行う法人が、それぞれの留学生に必要となる支援資金 を日本語教育機関及び介護福祉士養成施設の別に県に申請してください。

### (2) 現況報告

支援資金の貸与を受けた法人は、毎年度4月末までに、4月1日現在における留学生の 修学及び就労の状況を報告してください。(貸与を受けた支援資金の返還債務が消滅した 場合を除く。)

### 5 返還債務の免除

#### (1) 全額免除

留学生が次のいずれかに該当するときは、支援資金の貸与を受けた法人は修学資金(当該留学生の支援資金に係る部分に限る)の返還を免除しなければなりません。この場合、 県は、当該留学生に係る支援資金の返還債務を免除します。

#### 【全額免除】

- 介護福祉士養成施設を卒業後県内において介護福祉士の業務に5年間従事したとき (過疎地域の場合は3年間)
- 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護福祉士の 業務を継続することができなくなったとき

# (2) 全額又は一部免除

(1)のほか、留学生が次のいずれかに該当し、支援資金の回収が困難であることについて、 支援資金の貸与を受けた法人の責めに帰することができないと認められる場合において法 人が当該留学生に対して修学資金の返還を免除する場合には、支援資金の返還免除します。

#### 【全額又は一部免除】

- 死亡したとき、修学又は業務に著しい制限を加える障害を残す程度に心身を故障したとき、又は留学生の住居又は家財に1/2以上の損害を与える災害を受け、修学若しくは業務を継続する見込がなくなったとき
- 入国前に生計を一にしていた親族の死亡、疾病その他やむを得ない理由により帰国し、再び国内に住所又は居所を有する見込がないとき
- 5年以上行方不明の場合

### 6 貸与の打切り

修学資金の貸与を受けている留学生が、この制度の目的である、介護福祉士の資格を取得し将来県内において介護事業所等に従事することが見込まれなくなった場合は、支援資金の貸与を打ち切ります。

- ① 日本語教育機関又は介護福祉士養成施設を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

# 7 支援資金の返還

次のいずれかに該当するときは、事由が生じた日から1月以内に、当該留学生に係る支援 資金を返還することになります。

- ① 貸与が打ち切られたとき
- ② 留学生が養成施設卒業後、介護福祉士の資格を取得できなかったとき
- ③ 資格取得後、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき
- ④ 資格取得後、県内において5年間(過疎地域の場合は3年間)介護福祉士の業務に従事しなかったとき

# 8 返還の履行猶予

次のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、返還債務の履行を猶予します。

- ① 留学生が行方不明、又は留学生に災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき
- ② 法人に災害その他やむを得ない理由があるとき

# 《制度のご案内》

制度の説明、申請手続に必要な書類(様式)は、県のホームページに掲載しています。 (http://www.pref.nara.jp/module/103632.htm#moduleid103632)

- ◆奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与制度の概要
- ◆奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例(奈良県条例第18号)
- ◆奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則(奈良県 規則第18号)
- ◆施行規則様式及び記載例
  - ·第1号様式 支援資金貸与申請書
  - ・第2号様式 留学生修学支援計画書
  - •第3号様式 支援資金貸与決定通知書
  - ·第4号様式 支援資金交付請求書
  - ·第5号様式 請求金額内訳書
  - ·第6号様式 借用証書
  - · 第7号様式 返還免除申請書
  - · 第 8 号様式 返還猶予申請書
  - ·第9号様式 変更事項等届出書
  - ·第10号様式 支援留学生状況報告書

#### 《問い合わせ先》

奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課

電話:0742-27-8039 ファックス:0742-26-1015 E-mail:fukushijinzai@office.pref.nara.lg.jp